訪問リハビリテーション重要事項

(令和7年度 3月1日現在)

1 訪問リハビリテーション事業者(法人)の概要

法人名称 医療法人 三輝会

代表者名 理事長 佐野 三千広

2事業所の概要

事業所名 通所リハビリテーション いぶき

現在地・連絡先 住所 山梨県山梨市七日市場 805-1 番地

電話 0553-23-3111

F A X 0553-23-3112

介護保険指定

事業所番号 1910210408

管理者の氏名 佐野 三千広

3事業所の職員体制

従業者の職種

医師1名理学療法士5名作業療法士7名事務職員2名

4 事業の実施地域 山梨市(水口、牧丘、三富をの除く)甲州市(高橋、勝沼、大和町を除く)の地域とする。

5 サービス提供が可能な日と時間帯

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

午前9時~12時 午後13時~17時

水曜、土曜日

午前9時~12時 (午後は休館日)

*営業しない日 日曜日 祝日 年末年始 (12/30~1/3) 夏期 (8/13~8/15)

6 事業の目的

通所リハビリテーションいぶきが開設する訪問リハビリテーション事業所は、要介護、

要支援状態の利用者が、利用者の居宅において、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行なう事により、出来るだけ自宅で過ごせるような日常生活機能の維持、また向上を目指す事を目的としています。

7運営方針

利用者の日常生活機能の維持、向上を目指し、要支援、要介護状態の軽減や悪化の防止に資するよう、一人一人の目標をみつけ、リハビリテーションを計画的に行ないます。

利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

生活を豊かにするため、また自分でできる事を増やせるよう共に努力します。

なんでも気軽に相談できるような職員の対応を目指します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者、及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らす事はしません。またこの秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。従業者を雇い入れる際の契約に守秘義務の項目をいれます。また、従業者が当事業所を退職した後も同様とします。

個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、情報の開示を行いません。利用者及びその家族に関する情報が含まれる記録物についても、しっかりと管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止できるよう細心の注意を払います。

事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加、削除等を求められる場合は調査の上対応いたします。

9事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅事業所に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。 賠償すべき事案だった場合には賠償責任を事業者が負います。

10 虐待防止

事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に介護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した際には、速やかにこれを市町村、地域包括支援センターに通報を行います。

11 衛生管理

事業所において、感染症が発生し蔓延しないよう、また利用者宅にそれを持ちこむ事がないよう衛生面的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携に努めます。

12サービス内容 、及び費用

訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)の立案 健康チェック

介護

リハビリテーション

相談援助サービス

その他

12 居宅介護支援事業所との連携

訪問リハビリテーション計画は、担当ケアマネージャーとの連携を図りながら作成し、修正していく事とします。

13費用について

- *1 単位が 20 分となります。当事業所では 1 回 2 単位(40 分)を基準としています。 必要に応じて調整できます。
- *介護保険の適用がある場合、原則として料金表(別紙)にある料金の、その利用者さんの負担割合応じての額となります。
- *料金の支払いに関して、契約の際にお願した銀行口座からの引き落としか現金払いでお願い致します。料金の請求は利用月の翌月 26 日前後が決済日となります。

14 リハビリ計画作成および事後評価

医師等リハビリ従業者が、お客様の直面している課題を評価し、利用者様の希望も踏まえてリハビリ内容を計画します。また、目標の達成状況を評価し、その結果を記録に記載して利用者様に説明の上交付します。

15 従業員研修

リハビリ内容の向上を図るため研修会に積極的に参加します。

16苦情申し立て

サービス内容に関する苦情相談窓口

事業所の窓口 責任者 佐野直美 0553-23-3111 公的団体の窓口 山梨市役所 介護保険課 0553-22-1111

17緊急時における対応方法について

サービス提供中に病状の急変があった場合は、在宅の家族の方と相談し利用者様の主治医、 あるいは救急隊等にすみやかに連絡をとります。追って、担当のケアマネージャーに連絡 し指示を仰ぎます。その他の緊急時に対しても、事業所に連絡をとり速やかに対処します。

18事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により、事故が発生した場合は、直ちに施設へ連絡、責任者が現場に向かうと共に、利用者の家族、担当居宅支援事業所、市町村等に連絡を行います。救急対応が必要な場合等その場の判断で必要な措置を講じます。

また、利用者に対するリハビリテーションの提供により事故が発生し、その責任の所在が 明らかな場合は、損害賠償に応じます。

当事業者は、	サービス内容説明記	書及び重要事項説明	書に基づいて、	訪問リハビリテ-	ーシ
ョンのサービ	ごス内容及び重要事項	頁の説明をしました。			

令和		1	
$\neg \neg \land \sqcap$	 -		П

事業者 住 所 山梨市七日市場 805-1

事業者(法人) 名 三輝会

施 設 名 通所リハビリテーション いぶき

(事業所番号) 1910210408

説明者氏名

私は、確かに事業者から訪問リハビリテーションについて上記の重要事項の説明を受け、 サービスの提供を受けること並びに利用料を支払うことに同意します。また、サービス担 当者会議に私並びに家族の個人情報を用いることにも同意します。

令和	年	月	\Box

		令和6年6月改正			
訪問リハビリテーション					
◎利用料金(自己負担)のご案内					
利用時間	料 金 1割	2 割	3 割		
20分間	308円(回数)	616円(回数)	924円(回数)		
	料 金 1割	2 割	3 割		
リハマネジメント加算(イ)	180円(月額)	360円(月額)	540円(月額)		
計画について医師が説明し同意した場合	+ 270円 (月額)	+ 540円 (月額)	+ 810円 (月額)		
退院時共同指導加算	600円(1回につき)	1200円(1回につき)	1800円(1回につき)		
短期集中加算	200円(日額)	400円(日額)	600円(日額)		
退院、退所後又は認定日から起算して	3ヶ月以内	3ヶ月以内	3ヶ月以内		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円(回数)	12円(回数)	18円(回数)		
リハビリ計画作成に係る減算	- 50円 (回数)	- 100円(回数)	- 150円(回数)		
※中山間地域等提供加算(該当地域のみ)	通常利用料金に5%加算				
ᄉᆇᄀᅅᆉᄜᆝᆘ					
介護予防訪問リハビリ ◎利用料金(自己負担)のご案内					
受利用科並(日じ負担)のと案内					
利用時間	料 金 1割	2割	3割		
20分間	298円(回数)	596円(回数)	894円(回数)		
	料 金 1割	2割	3割		
短期集中加算	200円(日額)	400円(日額)	600円(日額)		
退院、退所後又は認定日から起算して	3ヶ月以内	3ヶ月以内	3ヶ月以内		
退院時共同指導加算	600円(1回につき)	1200円(1回につき)	1800円(1回につき)		
サービス提供体制強化加算(1)	6円(回数)	12円(回数)	18円(回数)		
リハビリ計画作成に係る減算	- 50円(回数)	- 100円(回数)	- 150円(回数)		
12ヶ月超え減算(要件を満たさない場合)	-30円(回数)	-60円(回数)	-90円(回数)		
※中山間地域等提供加算(該当地域のみ)	通常利用料金に5%加算	Ī			
その他実費分					
※ 通常サービス提供地域を超えた場合は別途に実費交通費(30円/km)がかかります					